

様式第八（第十条関係）

表

____年__月__日発行第____号（____年__月__日まで有効）		
職名	氏名	生年月日

刻印

(写真)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
第76条第4項の規定による立入検査証

_____（発行権者） 印 _____

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条（略）
2・3（略）

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調整機関に対し、調整業務の状況若しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定入札機関又は調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）
二（略）
三 第七十六条第三項若しくは第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。